

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 長谷川 拓彌

論文題目 『シイエスにおける言語と革命』

論文審査担当者

主 査 名古屋大学大学院経済学研究科教授 隠岐さや香

名古屋大学大学院経済学研究科教授 福澤直樹

名古屋大学大学院経済学研究科准教授 伊藤カンナ

名古屋大学大学院経済学研究科名誉教授 長尾伸一

論文審査の結果の要旨

1. 本論文の概要

(1) 本論文の目的と位置づけ

本論文の目的は、フランス社会思想史において「後期啓蒙」の論者の一人として位置付けられる E. J. シイエス (Emmanuel Joseph Sieyès, 1748-1836) による政治哲学の全体像を解明することにある。そのために、近年フランスで研究が進みはじめた彼の手稿史料に立ち返り、その思想の基盤を成した言語哲学のあり方や、先行する「盛期啓蒙」の世代に位置する政治経済思想の論者からの影響関係を分析している。

この研究の位置づけであるが、啓蒙思想とフランス革命の関わりという社会思想史上の古典的課題に正面から取り組んだものといえる。また、シイエスは『第三身分とは何か』の著者であり、フランス革命時に活躍した革命家、政治思想家としてはよく知られつつも、経済思想や言語哲学も含めたその思想体系はこれまで十分に分析されてこなかった。本研究はその研究史上の欠落を埋めるものとして理解することが出来る。また合わせて、「盛期啓蒙」に位置する論者のうち、フィジオクラートたちや、認識論で知られるコンディヤックなど、従来の啓蒙思想史研究では見落とされがちであった論者からシイエスへとつながる思想的系譜をたどり直す試みとしても位置付けることができる。

(2) 本論文の構成と内容

本論文は以下のように構成されている。

第一章では、シイエスによる政治経済学を受容を検証している。それにより、彼がアダム・スミスの論じた個人の労働と社会的分業による「商業社会」の概念を十分に把握した上で、それを拡張することで独自の政治哲学へ展開したことが確認される。すなわち、シイエスは自由に経済的主体として分業に参加する国民を、自由に意思決定する政治社会の主体としてもとらえたのである。それは中間団体の排除を理想とする政治的個人主義というフランス革命の方向性と合致するものであった。ただし、その個人主義が前提とする理性的な議論と政治的選択は、現状のフランス国民には困難であると彼は考えており、その理由を民衆の言語使用のあり方に求めた。すなわち、民衆達は文字が読めず、その発話は情念や迷信、デマを多く含んでいるため意思決定に参加させるべきではないと彼は考えたのである。また、彼は旧体制期における特権階級の言語についても、その曖昧さや複雑さにより特権階級を利する側面があると批判した。そして、理性的で科学的な議論のための新しい語彙や言葉の用法を作り上げる必要性を論じていた。

論文審査の結果の要旨

第二章では、憲法制定権力を巡る先行研究を再検討し、シイエスの議論を整理している。シイエスの憲法制定権力の主張も、先に示した彼の政治経済学的研究を通して把握された商業社会の認識に基礎を持っていた。彼の独自性はホッブズやルソーのように国家を人間の自由な意思による人為的構成物として理解した上で、更に人間の秩序形成能力を前提に「憲法」(la Constitution)を構想したことにある。この議論により彼はフランス革命において、それまでの積み重ねである王政という「国制」(la constitution)を採用すべきとの保守派の主張を退けた。また彼は憲法を「制定する権力」(pouvoir constituant)とみなした上で、政府組織等の権力を「制定された権力」(pouvoir constitué)と位置付けた。すなわち、主権者である国民の意思の現れである前者(憲法=制定する権力)が、後者(政府=制定された権力)を制定し、かつ限界づけるものであり、ゆえに憲法は政府が国民の安全と自由を侵害しないように保障する機能を持つとしたのである。彼は同時に、憲法を保障・改善するための制度も構想しており、その思想の体系性・一貫性は現代的な観点からも高く評価されている。

第三章では、シイエスにおける立法組織と執行組織のとらえ方について検証している。シイエスはルソー的な直接民主主義ではなく間接民主主義を支持し、その意義を積極的に評価した。すなわち、古代の都市国家と異なる条件を持つ近代国家では、国民間の教養の差異は甚だしく政治参加への意欲が異なっているため、立法組織たる議会では政治の専門家による理性的な議論と安定的な秩序形成が行われることが望ましいとしたのである。また、彼は「君主制」の再定義を行い、君主を第一の市民にして行政の長として位置づけたことにおいて、ペインのような共和制論者と対立した。シイエスは安定的で効率的な意思形成が行われる点で、君主制が共和制に優越するとみなしたのである。ただし、彼は旧体制の身分制度を支持したわけではない。彼は商業社会に由来する財産の不平等に対する当座の現実的な判断として、市民を納税額によって能動市民と受動市民に区分していた。また、全ての教育を無償で提供すべきとしたコンドルセとは異なり、彼は高等教育を私的教育の範疇のものとみなした上で、それを負担できる能動市民のみに理性的な意思形成能力を期待したのである。

第四章ではシイエスの政治哲学の基本的な概念である「社会技術」(art social)について、その提唱者とされる N. ボードーにまで遡り、その内容を比較・検討している。社会技術は教育・国内外の治安防衛・行政管理に関わるもの、すなわち統治の術の総称であり、国家の中でも主権者及び所有者階級が有すべき技術とされた。ボードーおよびその背景にあったフィジオクラートの社会技術論と比べた際のシイエスの独自性は、各種制度の根拠を「自然」に求めず、人間の自由

論文審査の結果の要旨

な抽象的思考に求めたことである。日本語で「重農主義」と訳されることもあるフィジオクラシー (physiocratie) が「自然による統治」を意味する語であることからわかるように、ボードーらは自然が形成する秩序の観察からあるべき政策や制度を導けると考えていた。しかしながらシイエスは、自然の秩序から社会制度を構想することは、過去の歴史的経験をこれからの未来世代に押しつけるという「事実の専制」であるとみなし、それよりは未だかつてない秩序を人間が構想するべきであるとしたのである。また彼は、この発想から、自然科学と道徳科学 (science morale) を明確に区別した。前者は人間の精神世界の外部にある自然の観察という経験的知識から構成されるが、後者は人間の精神が抽象観念の自由な組み合わせを行う科学とみなすことができるからである。

第五章では、シイエスが構想した社会技術の担い手とされる立法者の役割が、革命家サン＝ジュストの比較を通じて検討されている。サン＝ジュストは「後期啓蒙」の世代に属する一人であり、やはりこれまで先行研究が充分とは言えない点でシイエスと共通している。また、立法者自体は古代ギリシアの政治思想から引き継がれた重要な概念であり、これを近代国家形成のためにいかに再解釈するかが革命期には重要な課題であった。サン＝ジュストはルソー同様「自然」を重視する立場であったが、後者とは異なり、自然ではなく意志によってあるべき法を歪曲してきたものとして、立法者の観念を批判した。そして、人間の自然な在り方を生み出す制度によって古代ギリシア・ローマ的な共和国の再建を主張した。それに対し、社会技術において「自然」を前提としないシイエスは、あくまでもある種の専門家的な存在として立法者を捉えた上で、哲学者と立法者たる為政者の分業を唱えた。それによれば、哲学者は社会の到達すべき最終目標を示す急進的存在であってよいが、為政者 (立法者) は人民の様子を見ながら進歩に合わせて哲学者の示した目標へと導いていくものとされた。

第六章では、シイエスの思想全体を基底から支える役割を果たす言語哲学のあり方について、コンディヤックによる認識論の批判的継承という観点から論じている。この内容が最後になるのは、シイエスの思索を時系列で追った結果であり、主に革命後に展開された草稿の内容が分析されている。それにより、シイエスが晩年に言語的認識に関する考察を進めることで、「言語世界」 (monde lingual) という独特な概念を理論化していたことが示される。シイエスは分析と言語の関係や精神的能力と言語の相互作用といったコンディヤックの主張を引き継ぎつつも、後者が必要悪として扱った人間の抽象能力を再評価した。また彼は、自然、頭脳、言語はそれぞれ三つの異なる世界を形成するとみなし、人間は頭脳の中で表象される自然しか認知出来ないというカントに接近した議論を展開した上で、

論文審査の結果の要旨

「自然世界」に対する「言語世界」を人為的な創造性の発揮される場として描き出したのであった。すなわち彼は、言語を使用する者が共有するこの「言語世界」において、人々が言語を通じた認識と自由な観念の組み合わせを積極的に行うべきと主張したのであり、それにより、国家や社会の制度を新規に作りあげたフランス革命のあり方を哲学的に根拠づけたのである。

結論では、シイエスが商業社会論の把握により、自由主義的な革命の諸理論や制度を構想した革命家であったに止まらず、言語的認識を通じた人間の構成的能力を積極的に評価していたこと、及びそれにより、革命の諸理論とその実践であるフランス革命の正当性を根拠づけようとした思想家であったことが論じられている。

2. 本論文の評価

(1) 革命以前からナポレオン帝政期まで政治家として活躍したシイエスは、政治パンフレット、政治論文以外にまとまった著作を刊行していないが、革命以前から 19 世紀初めに至るまで、自らの思索をノート類に書き残し、啓蒙思想を継承、発展させた深い哲学的探究を展開した。本論文は 1990 年代からフランスで刊行と研究が進んでいるそれらの草稿を紹介、検討することで、フランス思想史、革命思想史の中に位置づける形でシイエスの思想を解明するわが国では初の試みとして評価できる。

(2) シイエスの研究は内外を問わず、主に政治思想史においてフランス自由主義の文脈や立憲主義との関連で行われてきた。本論文では主に草稿の分析に依拠して、シイエスの思想を、コンディヤックの哲学およびスミスの商業社会論などの系譜をひくものとして捉えた上で、ボードーなどのフィジオクラート、ルソー主義、ジャコバン派の指導者サン＝ジュスト、コンドルセなどと対比して、憲法思想、主権論から政治社会改革の基礎理論までの彼の思索の全体像を描き出すことを試み、説得力のある議論を展開している。

(3) 本論文独自の貢献の一つとして、これまで先行研究が不十分であった「社会技術」の観念について、ボードーまで遡った上でシイエスのそれと比較・検討するという作業を行っていることがあげられる。「社会技術」論においてシイエスが人間の自由な抽象思考を重視したことと、それが自然科学と道徳科学を明確に区別する主張につながっていたことは、彼を同時代のコンドルセなどと峻別する重要な論点であり、社会科学の歴史に対して一つの新しい要素を加えるに至っている。

論文審査の結果の要旨

(4) シイエスの政治思想がコンディヤックを継承した独自の言語論によって哲学的に根拠づけられていること、ならびにそれが革命の原理的基礎付けとなっていることを解明したことは、新しいシイエス像の提示であるのみならず、「後期啓蒙」が直接に革命の理論的基礎付けとなっていたという観点を示すものである。これは 1990 年代からマルクス主義史観に対抗する形で進められた修正主義的かつ自由主義的な思想史記述に対し、異なる角度からの考察を付け加えるものとして評価できる。

(5) 本論文はさらに後期の草稿を用いて彼の言語哲学の深化を追求し、法則に支配される自然と異なり、人間が新しい社会秩序を創造する能力を持つ根拠を「言語世界」に求め、自然科学と区別された社会の科学がそれを理性的に導く役割を持つとシイエスが考えたことを示している。このように現代的ともいえる彼の政治哲学、言語哲学を再構築したことは、今後の近代フランス思想史研究の展開に寄与していると考えられる。

しかしながら、本論文はシイエスによる政治哲学の全貌を初めて総合的に再構成し、説得力を持って提示することに成功してはいるものの、マルクス主義の影響が強いフランス革命史研究や、それを批判した修正主義的研究あるいはフランス自由主義研究などに対し、独自の立場を示すまでには至っていない。また、啓蒙思想における言語論論争の検証や、18 世紀における商業社会論の展開、同時代のコンドルセやサン＝ジュストらの思想との比較などをもっと行うことが望ましいとの指摘もあった。しかし、これらの点については本論文が扱う範囲を超えた今後の課題であり、本論文の学術的価値を損なうものではない。

3. 結論

以上の評価に基づき、われわれは本論文が博士（経済学）の学位に値するものであることを認める。

2022 年 2 月 16 日

論文審査担当者

主査	名古屋大学大学院経済学研究科教授	隠岐さや香
委員	名古屋大学大学院経済学研究科教授	福澤直樹
委員	名古屋大学大学院経済学研究科准教授	伊藤カンナ
委員	名古屋大学大学院経済学研究科名誉教授	長尾伸一

論文審査の結果の要旨

論文審査の結果の要旨